

「2025年日本国際博覧会 会場基本計画策定調査業務」 に係る企画提案公募要領

一般社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025年日本国際博覧会の開催に向け、会場整備の基本設計、実施設計を行うために必要となる与条件を整理するため、会場基本計画を策定することとしている。本業務は、会場予定地である「夢洲」において、政府が2017年9月に博覧会国際事務局（BIE）に提出した立候補申請文書（ビッド・ドシエ）の内容を踏まえて、会場基本計画策定の調査を行うものである。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

※本公募は経済産業省の補助金の交付決定を前提としています。経済産業省の補助金の交付決定の状況により、公募要領の内容に変更が生じる場合があります。

1 業務名

2025年日本国際博覧会 会場基本計画策定調査業務

(1) 業務の趣旨・目的

会場整備の基本設計、実施設計を行うために必要となる与条件を整理するため、会場基本計画を策定する。また、政府が本年中に博覧会国際事務局（BIE）への提出を目指している博覧会登録申請書（レジストレーション・ドシエ）に反映すべき博覧会開催に係る情報を、2019年10月中には、協会から政府に提供する必要がある。

本業務は、別途契約予定の「2025年日本国際博覧会 基本計画策定調査業務」受託者と連携して実施し、協会の博覧会登録申請書作成に必要な情報整理を行うとともに、会場基本計画策定業務を支援することを目的とする。

なお、業務実施にあたっては、政府が2017年9月にBIEに提出した立候補申請文書（ビッド・ドシエ）の内容を踏まえるとともに、BIEの規定等の要件を満たし、国、大阪府、大阪市及び経済界の意見を勘案し、各専門分野の知見を十分に反映しながら進めることとなる。

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり。

(3) 委託上限額

340,000千円（税込）

2 スケジュール

2019年5月17日（金）	公募開始
2019年6月14日（金）	提案書類提出締切
2019年6月中下旬頃	選定委員会
2019年6月下旬頃	契約締結
2020年3月23日（月）	業務終了（報告書提出）

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業、又は複数の企業及び個人からなる共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。（※本業務に求められる先進性と公共性に鑑みて、業務遂行における多様性確保の観点から、規模や専門領域の異なる複数企業及び個人による共同企業体であることが望ましい。）

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（4）は共同企業体として有していればよい。）なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。

- 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 次に掲げる履行実績を全て満たすこと。

① 以下のいずれかの業務を履行した実績があること。

1. BIE（博覧会国際事務局）の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会の会場の基本計画業務
2. 敷地面積30ha以上のテーマパークの基本計画業務
3. 敷地面積50ha以上の地方博覧会の会場の基本計画業務

② 2以上の国（日本国を除く）又は海外の都市が公式参加する事業（オリンピック、国際会議等）に係る企画立案業務・基本計画業務を履行した実績があること。

③ 2013年4月1日以降に、国内外の博覧会、博物館、展示会または複数施設を含む一定の集客エリアにおいて、IoT・ビッグデータ・AIなどの新たなICTを利用した各種計画に係る企画立案や、展示「VR（仮想現実）、AR（拡張現実）、MR（複合現実）など」に係る設計業務を履行した実績があること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2019年5月17日（金）から2019年6月14日（金）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行いません）

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

ウ 受付期間

2019年6月10日（月）から2019年6月14日（金）まで

(午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

エ 受付場所

一般社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 総務局管理部契約課 (担当: 松岡、田中)
住 所: 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階
電話番号: 06-6625-8657

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参すること。(郵送による提出は認めない。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

- (2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容を削除すること (共同企業体の構成員に個人を含む場合の個人名は除く)。

(特に、企画提案に係るイ、ウの書類は、仕様書 3「企画提案書の作成について」の規定に留意して作成すること。)

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書 (様式 1 : 原本 1 部)

イ 企画提案書 (仕様書 3 ①~③の書類)・応募金額提案書 (様式 2) (原本 1 部、副本 10 部、副本の電子媒体)

ウ 事業実績申告書 (様式 3 : 原本 1 部、副本 10 部)

※公募参加資格(4)の履行実績①、②、③を記載すること

エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書 (様式 4 : 原本 1 部)

② 共同企業体協定書 (写し) (様式 5 : 原本 1 部)

オ 誓約書 (参加資格関係) (様式 6 : 原本 1 部)

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類 (契約候補者のみ提出)】

カ 定款又は寄付行為の写し (1 部) (原本証明を行うこと。)

キ ① 法人登記簿謄本 (1 部)

- ・ 法人の場合に提出すること。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書 (1 部)

- ・ 個人の場合に提出すること。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明 (1 部)

- ・ 個人の場合に提出すること。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ク 納税証明書 (各 1 部) (未納がないことの証明: 発行日から 3 カ月以内のもの)

① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税 (全税目) の納税証明書

- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- コ 使用印鑑届（様式7：原本1部）
- (3) 応募書類の返却
応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。
なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- (5) その他
 - ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
 - イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類（コピーのみ）は電子媒体（CD-R等に格納したPDFファイル）も提出すること。
 - ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
＜記入例＞「2025年日本国際博覧会 会場基本計画策定調査業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）
 - エ 書類提出後の差し替えは認めない（一般社団法人2025年日本国際博覧会協会が補正等を求める場合を除く）。
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2019年5月30日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：keiyaku@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025年日本国際博覧会 会場基本計画策定調査業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式8）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可

ア 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、2019年6月7日（金）までに協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 会場基本計画策定調査業務の企画提案公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、事前に通知を行う。なお、プレゼンテーション審査は、大阪又は東京の会場で開催することを予定している。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できない。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しない。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
会場計画基礎調査	○ビッド・ドシエの内容を踏まえたゾーニング、デザイン検討方針が提案されているか。	15点
テーマ別基本方針策定	○動線計画、配置計画、環境配慮、防災計画等のテーマ別の検討方針が提案されているか。	15点
会場施設基本方針	○会場内に配置される施設について、具体的な検討方針が提案されているか。	15点
会場内インフラの検討	○会場内のインフラ（上水道、下水道（汚水）、雨水排水、電気、ガス、廃棄物処理、情報通信インフラ、水面活用整備、造成計画、消防設備・救護設備、セキュリティ設備）について、具体的な検討方法が提案されているか。	15点
各施設の施工方法基礎調査	○会場予定地である夢洲の埋立地としての特性が考慮された具体的な検討方法を提案されているか。	15点
業務実施体制	○多様な専門領域の知識やノウハウを活用し、業務を遂行することができる業務実施体制となっているか。	15点
事業者実績	○同種業務の実績があるか。 ○類似業務の実績があるか。	5点
価格点	価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	5点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 会場基本計画策定調査業務の企画提案公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称
- ③ 全提案事業者の評価点
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ 最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加停止の要件に該当したときは、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - 一 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - 三 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - 四 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - 五 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

9 その他

応募提案にあたっては、公募要領、仕様書を熟読し遵守すること。